

令和7年矢板市議会定例会

第405回定例会議

提出議案説明書

令和7年9月

矢 板 市

提 出 議 案 説 明 書

令和 7 年矢板市議会定例会第 4 0 5 回定例会議に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会議に提出いたしました議案は、補正予算 6 件、決算の認定 7 件、条例の制定 1 件、条例の一部改正 2 件、人事案件 3 件及びその他 4 件の計 2 3 件であります。

議案第 1 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 3 号）については、歳入歳出にそれぞれ 6 億 8, 9 2 4 万 1 千円を追加計上し、予算総額を 1 6 7 億 7, 6 4 6 万 1 千円に補正しようとするものであります。

以下、その概要につきまして、歳出から御説明申し上げます。

総務費におきましては、人事給与管理費、財政管理費、財産管理費等に係る経費を追加計上いたしました。

民生費におきましては、障害者総合支援事業、社会福祉総務費、後期高齢者医療費等に係る経費を追加計上し、国民健康保険特別会計繰出金に係る経費を減額いたしました。

衛生費におきましては、健康づくり事業及び環境衛生費に係る経費を追加計上いたしました。

農林水産業費におきましては、農業振興事業、県営土地改良事業、林業振興事業及び森林経営管理事業に係る経費を追加計上いたしました。

商工費におきましては、商業振興費、観光費及び観光施設費に係る経費を追加計上いたしました。

土木費におきましては、市道維持管理費、道路新設改良費及び橋りょう維持費に

係る経費を追加計上いたしました。

消防費におきましては、防災活動推進事業に係る経費を追加計上いたしました。

また、職員給与費等につきましても、4月の人事異動等による過不足の調整を行いました。

以上が歳出補正予算の概要であります。これらに係る財源につきましては、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入及び市債を追加計上し、繰入金を減額いたしました。

あわせまして、地方債につきましても、所要の補正をしようとするものであります。

議案第2号 令和7年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ3,851万3千円を追加計上し、予算総額を31億4,891万3千円に補正しようとするものであります。

歳入には、国庫支出金、県支出金及び繰入金を追加計上し、繰越金を減額いたしまして、歳出には、総務費、地域支援事業費及び基金積立金を追加計上いたしました。

議案第3号 令和7年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ1,193万5千円を追加計上し、予算総額を34億7,023万5千円に補正しようとするものであります。

歳入には、国庫支出金及び諸収入を追加計上し、繰入金を減額いたしまして、歳出には、総務費及び積立金を追加計上し、保健事業費を減額いたしました。

議案第4号 令和7年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ

いては、歳入歳出にそれぞれ1, 422万3千円を追加計上し、予算総額を5億5, 082万3千円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰入金及び繰越金を追加計上し、歳出には、総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金を追加計上いたしました。

議案第5号 令和7年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）については、営業費用を296万1千円増額し、水道事業費用総額を7億4, 096万1千円に、建設改良費を165万円増額し、資本的支出総額を4億8, 565万円に補正しようとするものであります。

議案第6号 令和7年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）については、営業費用を9千円減額し、下水道事業費用総額を6億9, 869万1千円に、建設改良費を861万9千円減額し、資本的支出総額を4億5, 068万1千円に補正しようとするものであります。

議案第7号から議案第13号までの7議案については、令和6年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに各公営企業会計の決算の認定についてであり、法の定めるところにより、監査委員の意見を付けて、それぞれ議会の認定に付するものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（決算）

第233条 第1項及び第2項省略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さな

ければならない。

4 省略

- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

以下省略

参 考 地方公営企業法（抜粋）

（決算）

第30条 第1項から第3項まで省略

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（カッコ内省略）に付さなければならない。

以下省略

議案第14号 矢板市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、事業実施に当たり、その設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第15号 矢板市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正については、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、国に準じた改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第16号 矢板市手数料条例及び矢板市市税条例の一部改正については、税システムを標準化することに伴い、税証明の様式が変更となることから、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号 教育委員会教育長の任命同意については、本市教育委員会教育長

であります伊藤由悟氏が、令和7年9月30日をもって任期が満了となりますが、後任の教育長に同氏を再任することを最も適当と認め、その任命について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）
（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

以下省略

議案第18号 教育委員会委員の任命同意については、本市教育委員会委員であります岡友美氏が、令和7年9月30日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に、矢板市■■■■、蜷木宏子氏を任命することを最も適当と認め、その任命について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）
（任命）

第4条 第1項省略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

以下省略

議案第19号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります小川安彦氏が、令和7年12月31日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に、矢板市■■■■、森本金一氏をその候補者と

して推薦することを最も適当と認め、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

以下省略

議案第20号 工事請負契約の締結については、矢板市文化会館解体工事を実施するため、契約を締結することについて、条例の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

議案第21号 市営土地改良事業については、矢板市玉田地区の農村地域防災減災事業を市が行うため、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 土地改良法（抜粋）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（カッコ内省略）を定

め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあっては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（カッコ内省略）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

以下省略

議案第22号 令和6年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和6年度矢板市水道事業会計の利益剰余金の処分を行うに当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方公営企業法（抜粋）

（剰余金の処分等）

第32条 第1項省略

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

以下省略

議案第23号 令和6年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和6年度矢板市下水道事業会計の利益剰余金の処分を行うに当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方公営企業法（抜粋）省略

以上が、本定例会議に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。